時			期	応急段階
X			分	応急生活支援
分			野	経済的支援
検	証	項	皿	税の減免等

根拠法令・事務区分	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律、 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、 地方税法の一部を改正する法律、関係税法等
執 行 主 体	国、県、市町、その他
財源	
概要	大規模災害が発生した場合における被災者救済及び生活再建支援のために、税の減免等の措置を講じることは有効な支援策である。 阪神・淡路大震災では、雑損控除の特例、法人税の繰戻し還付、納期限等の延長、臨時開庁手数料等の免除、個人住民税の特例措置、不動産取得税の非課税措置並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置など、様々な税制上の特例措置が講じられた。

# 阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果

国 阪神・淡路大震災に対してとった措置

法令の整備等

#### 【大蔵省】

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(平成7年2月20日法律第10号)

・所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を1,000万円(改正前600万円) に引き上げた上、所得税の軽減免除をする場合の所得限度額を次のとおり引き上げた。

全額免除 300万円 500万円

1/2 軽減 450万円 750万円

1/4 軽減 600万円 1,000万円

[『平成8年版防災白書』国土庁,141]

[『『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197]

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年2月20日法 律第11号)

- ・「阪神・淡路大震災」による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、雑損控除の特例、法人税の繰戻し還付等、税制として出来る限りの対策を講じた。(所得税法及び災害減免法の特例)
- ・地震災害が神戸港という我が国の貿易拠点を直撃し甚大な災害を引き起こしたことに鑑み、緊急の対応として、関税について、上記法律により、地震災害に係る被災者等に対し、以下の特別な措置を実施した。
- a 納期限等の延長

関税の納期限延長制度の利用者で今回被災した者が、納期限までに関税の納付を行うことができない場合にはその納期限を延長することができる等。

b 臨時開庁手数料等の免除

緊急救援物資及び被災した貨物を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等。

[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197]

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(平成7年3月27日法律第48号等)

- ・所得税及び法人税について、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却、被災代替資産等の特別償却の 対象を定めるとともに、被災市街地復興土地区画整理事業等に係る課税の特例、特定の事業用資 産の買換えの場合等の課税の特例を実施した。
- ・上記の他、相続税、贈与税、地価税に係る特例等を実施した。
- 『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会.p1971
- ・公益法人等が設置する公益の用に供せられる建物等で、大震災により滅失又は損壊したものの原 状回復のために募集する一定の寄附金等を、指定寄附金として指定した。

### 【自治省】

地方税法の一部を改正する法律(平成7年2月20日法律第9号、平成7年3月27日法律第49号)

- ・地方税については、関係地方公共団体において、被災納税者に対して、国税に係る措置に準じて、 申告・納付等の期限の延長の措置を講じるとともに、災害減免通達を基準とした減免措置、不動 産取得税及び事業所税に係る減免措置を講じた。
- ・個人住民税の雑損控除の特例措置の創設、被災市街地復興推進地域内において行われている土地 区画整理事業に伴う復興共同住宅区内の土地の共有特分の取得等の不動産取得に係る不動産取 得税及び特別土地保有税の非課税措置の創設、滅失、損壊した家屋に代えて取得する家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減等を実施した。
- [『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

### 【郵政省】

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成4年8月17日から平成6年2月28日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令(平成7年2月22日政令第30号)

- ・阪神・淡路大震災が発生した市町村の区域内に住所又は居所を有する預金者が平成7年1月16日 以前に第1回目の積立分を預入した積立郵便貯金又は同日以前に預入した定額郵便貯金若しく は定期郵便貯金について、同年4月28日までの間に、当該貯金の据置期間又は預入期間内に払い 渡しをする場合における当該貯金の利率の特例を定めた。
- 阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金規則の特例を定める省令(平成7年2月22日郵政省令第10号)
- ・阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成4年8月17日から平成6年2月28日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令の施行に伴い、その対象となる郵便貯金の預金者が期間内払渡しを受けようとする場合の手続等を定めた。
  - 阪神・淡路大震災に伴う貸付金の総額の制限額に関する郵便貯金法施行令の特定を定める政令 (平成7年8月9日政令第315号)
- ・阪神・淡路大震災において災害救助法が適用された市町村の区域内に居住する方及び当該震災の 発生当時において当該区域内に居住していた方を対象に、郵便貯金を担保とする預金者貸付けに ついて、貸付金の制限額の特例措置を実施した。

# 取組内容

## 【政府】

金融上の措置

・政府においては、当該震災の被災者に対して、国民金融公庫等政府系中小企業金融機関、住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫での低利融資を実施するとともに、特別被災者に対しては、さらに低い貸付金利を適用する特別措置を講じたほか、中小企業信用保険公庫の保証限度額の拡大を行った。また、日本開発銀行の低利融資制度を創設した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p175-176][『平成8年版防災白書』国土庁,p383]

#### 【大蔵省】

大蔵省においては、近畿財務局を通じ、民間金融機関等に対し、被災者に対する救済措置を講ずるよう指導した。これを受けて、民間金融機関は、各種低利融資制度創設の措置を講じるとともに、既応貸出の返済条件の緩和の相談等に積極的に応じた。また、保険会社は、既契約に係る保険料払込期間の延長等の措置を講じた。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p175-176][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 』総務庁行政監察局編,p135][『平成8年版防災白書』国土庁,p283]

国税については、 所得税の緊急対応として、雑損控除の特例等を講じたことに加え、 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応として、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付や、相続税・贈与税の特例措置等を講じた。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p175-176][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 』総務庁行政監察局編,p135][『平成8年版防災白書』国土庁,p282]

# 申告、納付等の期限の延長

- ・(a) 災害により、特に著しい被害があった地域(大阪府及び兵庫県の一部)の納税者については、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ケ月以内の指定した期日まで、申告、納付等の期限を延長した。
- ・(b)(a)以外の地域にあって、災害により、申告、納付等をその期限までに行うことができないと認められる納税者については、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内に限り、期日を指定し、申告、納付等の期限を延長した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p175-176][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 』総務庁行政監察局編,p135][『平成8年版防災白書』国土庁,p282]

#### 納税の猶予

・災害により、その財産に相当の損害を受けた納税者及び国税を一時に納付することができないと認められる納税者について、その申請に基づき、被害の程度を考慮して、1年以内の期間に限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p175-176][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 』総務庁行政監察局編,p135][『平成8年版防災白書』国土庁,p283]

# 租税の軽減免除等

- ・災害により、住宅、家財、事業用資産等に損害を受けた納税者について、その申請等に基づき、被害の程度に応じて、租税の軽減免除等を行った。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p175-176][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 』総務庁行政監察局編,p135][『平成8年版防災白書』国土庁,p283]
- ・災害により滅失・損壊した住宅等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、 その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免税とする措置を講じた。 証券会社の対応
- ・預り金関係として、証券会社については、預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出し や有価証券の売却代金の即日払い等の措置を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪 神・淡路大震災報告編集委員会,p175-176][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教 訓を踏まえて 』総務庁行政監察局編,p135][『平成8年版防災白書』国土庁,p283]

### 【自治省】

地方税については、関係地方公共団体において、被災納税者に対して、国税に係る措置に準じて、申告・納付等の期限の延長の措置、災害減免通達を基準とした減免措置、不動産取得税、固定資産税、事業所税に係る減免措置等を講じた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p282]

被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業に伴う復興共同住宅区内の土地

の共有持分の取得等の不動産の取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置の創設、滅失、損壊した家屋に代えて取得する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減等を実施した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p282]

### 【法務省】

被災者が被災建物及びその敷地についての登記簿の謄抄本等を請求する場合の手数料を無料とした。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 』総務庁行政監察局,p133-134]

#### 【文部省】

国立大学、高等学校等において、被災した学生・生徒のための授業料等の減免措置を講じた。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 』総務庁行政監察局,p137] 公立大学に対して、被災した学生のための授業料等の減免措置を要請した。

# 【厚生省】

### 保険診療の確保

- ・厚生省においては、被災者が医療を受ける機会を確保するため、患者が被保険者証を医療機関等に 提示できない場合でも、氏名、住所等を申告することによって受診できる取扱いとするとともに、 住家が全半壊した者等について、平成7年3月末まで一部負担金等の支払いを猶予することとし た(健康保険・船員保険・国民健康保険・老人保健)。[『平成8年版防災白書』国土庁,p290]
- ・保険医療機関等が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等で診療等を行う場合、保険医療機関等としての継続性があれば、当該診療等を保険診療等として取り扱うこととした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p290]
- ・平成7年1月の診療分につき診療録の消失等、地震直後の混乱等により、医療機関等が通常の報酬の請求を行うことができない場合については、過去の支払い実績に基づき概算により報酬を算定することとした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p290]

#### 一部負担金等及び保険料の免除等

- ・健康保険及び船員保険について、特別立法(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律)により、一部負担金、入院時の食事に係る標準負担額及び保険料の免除並びに標準報酬の改定の特例(震災の影響により著しく報酬月額が変動した場合、その月から標準報酬を改定することができる)等の措置を行った。一部負担金及び標準負担額の免除については、一般の被災者は平成7年5月末日、低所得者の被災者は平成7年12月末日まで免除することとし、保険料の免除については実情に応じて最長1年間(平成7年12月納付分まで)免除できることとした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p290-291]
- ・国民健康保険については、保険料の減免基準の緩和を行ったほか、国民健康保険法の規定による一部負担金の免除等を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁、p291]
- ・老人保健制度については、低所得者等について、老人保健法の規定による一部負担金の免除等を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁、p291]

## 公費負担医療に対する措置

- ・原爆医療法、結核予防法等の公費負担医療について、患者票や被爆者健康手帳等の関連書類等を焼失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合には、制度の対象であることの申し出、氏名、生年月日、住所を示せば受診できるものとし、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる措置を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p291]
- ・特定被災区域内に居住地を有する者の、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第32条第1項の規定に基づく通院医療に係る公費負担のうち、平成7年1月17日以後に負担が打ち切られるものについて、平成7年6月30日まで当該負担の期間を延長する措置をとっ

た。[『平成8年版防災白書』国土庁,p291-292]

船員保険については、特別立法(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律)により失業保険の支給の特例措置(雇用保険制度に準じ、離職していなくても、失業しているものとみなして失業保険金を支給できること)を行った。失業保険金の支給期間については、平成8年1月16日までとした。[『平成8年版防災白書』国土庁、p291]

厚生年金については、特別立法(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律)により、保険料の免除及び標準報酬月額の改定の特例等の措置を行った。国民年金についても、保険料の免除を認めるとともに、免除手続きを大幅に簡略化した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p291]

# 年金の受取りの特例等

・年金の受取りについては、所得の確保という観点から郵政省(当時)の協力のもと受取郵便局以外の郵便局であっても年金が受け取れることとしたほか、年金証書又は支払通知書のいずれかを持参すれば受取りができるようにするとともに、年金受給者の誕生月に行っている生存確認調査の提出期限を延長し、被災者に対し、年金の支払が滞ることがないように努めた。[『平成8年版防災白書』国土庁、p292]

# 雇用保険の特別措置

- ・勤務先の休止、廃止による離職者に加え、事業所が再開するまでの再雇用を約して一時的に離職した人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付の支給を認め、これを1月17に遡って適用した。なお、被災に伴う交通事情等に応じて、失業給付の受給手続きの管轄公共職業安定所以外での取り扱いや必要書類の特例措置、雇用保険受給の代理認定の措置の措置を図った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p315]
- ・激甚災害指定により、事業所の休業により賃金を受けられない人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付を認めた。また、就職機会の減少が予想されることから、雇用保険の所定給付日数の受給が終了した者であって、なお、就職が困難な者に対しては、雇用保険の給付日数を60日を限度として延長可能とし、平成8年1月16日をもって終了した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p315]

## 【通商産業省】

### 電気・ガス料金の特別措置

・通商産業省においては、災害救助法が適用された地域及びその周辺地域における被災需要家を対象とする電気・ガス料金の支払期限の延長及び不使用月の料金免除等に係る特別措置の認可を行った(電気事業法第21条・ガス事業法第20条に基づく災害特別措置)。なお、被害の甚大さにかんがみ、支払期限の延長等については、従来の措置内容を超える期間の設定等を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p298]

被災した需要家が他地域の公営住宅等に移転する実態にかんがみ、こうした移転需要家への支援 措置として、移転先での料金の支払期限の延長等に係る特別措置の認可を関係各社に対して行っ た。[『平成8年版防災白書』国土庁,p298]

### 【農林水産省】

農協・漁協貯金等の非常取扱い等

・農林水産省においては、農協・漁協貯金において、通帳等を紛失した場合でも、本人確認により支払い等を行う非常取扱い、農協・漁協共済金の早期支払い及び共済料金の払込猶予、農業者年金の保険料及び農林年金の掛金の納付猶予・免除等について、関係団体等を指導した。[『平成8年版防災白書』国土庁、p295][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会、p177]

### 農林漁業団体職員共済組合の掛金の特例

・農林水産省においては、被災による著しい給与変動がある場合、掛金算定の基礎となる標準給与を変動月から改定(通常は4か月目から改定)することとしたほか、被災により組合員への給与支払に著しい支障が生じている団体について、団体・組合員の掛金を免除した。[『平成8年版防災白書』国土庁、p295][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会、p177]

# 農業者年金の保険料の特例

・農林水産省においては、被災により保険料の納付が著しく困難となっている被保険者について、保 険料を免除した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p295-296][『阪神・淡路大震災調査報告総集 編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p177]

### 【郵政省】

# 簡易保険の非常取扱い

- ・簡易保険の非常取扱いを実施するとともに、被害が甚大であったことを考慮してさらに次の措置を実施した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p308-309][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』 阪神・淡路大震災報告編集委員会,p179]
  - a 保険金・貸付金の非常即時払の取扱局の拡大 非常即時払の取扱いを全国の郵便局(簡易郵便局を除く。)に拡大した。
- b 契約者貸付制度の充実 年利3%の特別利率を適用し、非常取扱いの貸付限度額30万円を撤廃した。

## 郵便葉書の無償交付

・兵庫県及び大阪府の被災世帯56,400世帯に対して、282,000枚(14,100千円)の郵便葉書を無償 交付した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p303-304][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪 神・淡路大震災報告編集委員会,p172]

#### 被災者が差し出す郵便物の料金免除

・兵庫県(10市10町)及び大阪府(5市)を対象に、平成7年1月18日から3月2日までの期間、 被災者が差し出す郵便物について、その料金を免除することとした。[『平成8年版防災白書』 国土庁,p304][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p172]

### ○電波利用料の納付期限の延長等

- ・災害救助法適用地域に住所を有する免許人について、平成7年1月17日から3月17日までの間、 電波利用料債権に係る納入告知書の送付を停止した。
- ・災害救助法適用地域に住所を有する免許人について、平成7年1月17日から平成11年3月31日までの間、震災発生日以後に納付期限が到来する電波利用料債権に係る督促状及び催促状の送付停止した。

# 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

## (税の減免措置 「県」「市町」欄を参照)

雇用保険失業給付の状況は、1月から2月までの間で、激甚災害法に基づき事業所の休業等により賃金等が支払われない者への特例給付が6,446人、再雇用を約して一時的に離職する者への特例給付が782人、特例給付以外の失業給付が22,418人であった(兵庫県内)。平成7年1月~8年1月の累計では、特例給付(2種類計)が10,407人、失業給付が123,174人(対前年比約25%増)であった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録 』兵庫県,p209]

被災者が差し出す郵便物の料金免除については、計375,258通を取り扱った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p304]

県 阪神・淡路大震災に対してとった措置

# 兵庫県においては、以下の県税に係る特例措置を実施した。

- 1 申告・納付等の期限の延長
- ・神戸市など10市7町を地域指定し、県税の申告、申請、納付等の期限を画一的に延長した。延長期限については、3月15日付告示により平成7年5月31日とした。ただし、被災者(指定地域以外も含む)に対しては、個別の申請に基づき、更に期限延長の措置を講じることとした。
- 2 徴収の猶予
- ・県税の納付につき、納付困難な金額を限度として申請から1年以内(事情によっては更に1年) の範囲内において徴収を猶予する。
- 3 納入義務の免除
- ・特別地方消費税・軽油引取税について、震災により料金及び当該税を受け取ることができなくなった場合、又は失った場合は、その額に相当する税額を免除する。
- 4 損失に関する個人住民税等の緊急対応
- ・雑損控除の特例:震災による住宅・家財などの損失額は、選択により、平成6年分の所得(平成7年度課税分)又は平成7年分の所得(平成8年度課税分)から控除することができる
- ・被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例:震災による事業用資産の損失額は、選択により、 平成6年分の事業所得等の金額(平成7年度課税分)又は平成7年分の事業所得等の金額(平成8年度課税分)の計算上、必要経費とすることができる。
- 5 県民税利子割の非課税
- ・震災により被害を受けたことに伴い、平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に、勤労者財産形成住宅貯蓄または勤労者財産形成年金貯蓄を要件外払戻しする場合については、当該払戻しに係る利子等については課税対象としない。
- 6 法人県民税・事業税の不均一課税
- ・甚大な被害を受けた法人の復興支援の観点から、被災法人に対して超過税率を適用せず、標準税率とする不均一課税を行う。
- 7 課税の減免
- ・個人事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税等について、被災者に対し、課税の減免を 行う。
- 8 納税証明書交付手数料の減免
- ・被災者が県税の納税証明書の交付を受ける場合、平成7年11月30日までの申請分については交付手数料(一通につき400円)を減免する。

# [『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p177-179]

# 特例措置に関する広報

・上記の特例措置等について、FMラジオ(FM796フェニックス)や県発行の「震災ニュ・ス」「ニュ・ひょうご臨時号」「県民だよりひょうご」において情報提供を行ったほか、リ・フレット、ポスタ・、チラシを作成し、各財務事務所、市(区)役所、町役場をはじめ避難所にも配布するなど広報に努めた。また、6月には、県税の減免等の軽減措置についてとりまとめた小冊子「阪神・淡路大震災にともなう県税の減免等ミニガイド」を作成し、より一層の広報に努めた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県、p177]

# 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

# 市町

# 阪神・淡路大震災に対してとった措置

#### 【神戸市】

法人市民税以外の税目の納期限については、個人市(県)民税の特別徴収を除き、5月26日までは実質的な徴収猶予を行い、平成6年度歳入の確保を図った。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p529]

#### 雑損控除適用の特例(個人市県民税)

・地方税法の一部を改正する法律、神戸市市税条例改正(3月31日)により、今回の震災による損害に関しては、平成6年分所得に対しての適用も選択できることとなった。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p529]

災害減免

- ・地方税における自治省通達に基づく条例等により、災害被害者に対する減免措置が講じられた。 「『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p529]
- ・固定資産税・都市計画税 (被災家屋・償却資産の代替資産の特例等)

代替取得した資産に対する軽減措置として、平成12年3月31日までに阪神・淡路大震災により滅失損壊した家屋又は償却資産の代替資産を取得した場合、3年度間従前の床面積相当分について税額(償却資産の場合は課税標準)を1/2とする(6月1日神戸市市税条例改正)、震災により滅失・損壊した家屋の代替家屋を平成17年3月31日までに取得した場合には、一定の部分について、最初の4年間1/2減額、その後2年間1/3減額する。等

・固定資産税・都市計画税 (被災住宅用地の特例)

阪神・淡路大震災により倒壊した住宅の敷地については、引き続き住宅用地の特例を適用する(平成17年度分まで)。

・特別土地保有税

被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業に伴う一定の不動産の取得等に対する非 課税措置

・事業所税

新増設分(平成15年3月31日新増設分まで)については滅失した事務所を建て替えた場合に滅失前床面積相当分を軽減

資産割については震災による家屋の損壊により休業を強いられた床面積相当分について休業期間に応じて軽減(6月21日神戸市市税条例施行規則改正)(平成9年1月31日までに終了する事業年度分まで)

・固定資産税・都市計画税 (土地)の特別減免

ライフラインの破壊、交通網の寸断、商業施設の損壊等の面的被害を受け街並みが激変したことによって、従来通りの利用ができない状況にあることに鑑み、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区南部(六甲山系を除く)の市街化区域内の宅地について地域・用途地域別に、税額の5%、10%、15%相当額を軽減する。(平成7年度のみ。8年度は、5%,10%)

・固定資産税・都市計画税(家屋)の特別減免(平成7年度)

震災により受けた主要構造部の損壊により家屋としての資産価値が低下していることに鑑み、震災による損害が20%未満(災害減免の適用外)の家屋について、税額の10%相当額を減免する(市内全域)(神戸市独自の措置。6月21日神戸市市税条例施行規則改正)

・特別土地保有税

土地に損害を受けた場合は、固定資産税の災害減免と同じ割合で減免する。(神戸市独自の措置。 6月21日神戸市市税条例施行規則改正)

[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p531-535]

#### 各種使用料等の減免措置

・諸証明手数料、保育所徴収金、市営住宅使用料、建築確認申請手数料、高校授業料などの減免措置を講じた。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p531-535]

## 【宝塚市】

宝塚市においては、固定資産税及び都市計画税の減免を行うため、平成7年3~5月までの3カ月にわたり家屋及び家財の全戸被害調査を実施した。[『阪神・淡路大震災-宝塚市の記録1995-』宝塚市,p191]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

### 【神戸市】

災害に伴う税の減免状況は以下のとおりである。

税 種	6年度分 災害減免	7年度分		
祝 種		特別減免	災害減免	合計

個人市	民税	991		4,987	4,987
	土地		3,972	1,776	5,748
   固定資産税	家屋	1,348	3,536	8,248	11,784
四足貝庄机	償却資産			1,794	1,794
	計	1,348	7,508	11,818	19,326
	土地		1,162	407	1,569
都市計画税	家屋	289	774	1,782	2,556
	計	289	1,936	2,189	4,125
合言	†	2,628	9,444	18,994	28,438

単位:百万円

「『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p533]

災害による使用料等の減免状況は以下のとおりである。

6年度分減免額 計 6,000,031千円

7年度分減免額 計14,908,800千円

[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p534-535]

# 【芦屋市】

芦屋市における地方税減免措置は、下表のとおりである。

税種	年	度	件数	減免額 (千円)
	平成6年度		25,850	290,898
個人市県民税	平成7年度	平成7年該当分	28,814	1,137,794
		平成6年該当分	2,443	47,799
雑損控除適用による市県民税	平成7年度		18,100	4,927,782
	平成6年度		27,092	229,870
固定資産税	平成7年度	平成7年該当分	64,350	1,475,160
		平成6年該当分	6,578	31,399
	平成6年度		26,517	49,487
都市計画税	平成7年度	平成7年該当分	62,755	396,739
	十八八十支	平成6年該当分	6,410	7,741

<sup>[『</sup>阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95~ '96』芦屋市,p294-296]

## 【川西市】

川西市における地方税の減免税額は下表のとおりである。

7	脱 種	平成6年度課税分	平成7年度課税分	平成8年度課税分
市県民税	(特別徴収)	43,555	36,980	0
中东区机	(不通徴収)	13,311	16,018	2,043
固	定資産税	13,763	91,752	0
都	市計画税	2,340	17,418	0
	計	72,969	162,168	2,043

(単位;千円)

[『阪神・淡路大震災 川西市の記録』川西市,p155]

# その他 阪神・淡路大震災に対してとった措置

NHKにおいては、平成7年1月分から6月分まで、放送受信料の免除を実施した。[『阪神・淡路

大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p173-174]

BSテレビ等2社が平成7年1月分から3月分まで、CSテレビ等14社が平成7年1月分から2月分まで、それぞれ有料放送料金を免除した。CATVでは、兵庫県内の都市型CATV3社が、家屋倒壊世帯、避難世帯等について、平成7年1月分から3月分まで料金の減免を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p174]

- 〇NTTにおいては、地震発生後から2月末日まで、電話サービス及びその他のサービスの基本料金(回線使用料、屋内配線使用料、機械使用料等)及び工事費の減免を行ったほか、支払期限の延長、特設公衆電話の設置、災害用伝言ダイヤルの運用を実施した。
- 〇NTTドコモにおいては、災害救助法適用地域の契約者を対象に、地震発生日から10日間、基本料金を無料としたほか、地震発生日から最大3ヶ月間料金支払いの延長を実施した。

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 平成6年度・7年度におけるNHK放送受信料の免除件数は283,032件、金額は1,172,133千円であった(兵庫県・大阪府の計),「『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編

集委員会,p174]

# 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果

国

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

防災基本計画において、国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。[『防災基本計画』中央防災会議]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

県 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

地域防災計画において、被災状況を勘案の上、必要により税の申告・申請・納付等の期限延長や 課税の減免措置を講ずることとしている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

市 町 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

神戸市は、地域防災計画において、市税における被災者救済策としては、神戸市市税条例及び同施行規則に基づき、税及び使用料、手数料の減免措置を講じることなどを定めている。[『神戸市地域防災計画』神戸市]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

その他 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

# これまでの各方面からの指摘事項

公的機関が実施した被災企業の支援対策に対する評価を見ると、税の減免・期限延長、及び災害特別融資が最も高い評価となった。次いで、雇用維持支援に係る資金的な支援策の評価が高い。その評価の理由を分析すると、「資金繰りが助かる」ことが最大の評価の要因であるが、混乱した時期に「時間や手間が助かる」ことを評価する意見が多い。逆に手間のかかる手続きを要する対策は改善を希望する意見が多かった。「税の減免や申告・納付等の期限延長」は、資金繰りと時間や手間の双方に役立ったことが、幅広い評価につながった。((財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』)

(神戸市)震災による収入減と政策的減免の影響で市税収入は25%減。震災前の水準に回復するのは10年後と推計される。(高寄昇三「震災復旧と都市財政」『都市政策no.83』(財)神戸都市問題研究所)

〈神戸都市問題研究所生活再建研究会「震災復興と生活再建」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所〉では、自力再建のための住宅再建支援策を金額ベースでみるために義援金、利子補給、租税軽減などで給与収入600万円夫婦子2人のケースで試算した例が示されている。これによれば、「給与収入600万円 夫婦子2人 家屋全壊により1,000万円損失 2,000万円の家を新築のケース(95平方メートルの木造家屋を解体撤去)」で、約500万円の支援となる。

「芦屋市震災復興計画」に基づき復興事業に全力で取り組んでいるが、事務事業に要する経費、震災による市税の落ち込み及び恒久的減税等により本市にとって空前の財源不足が見込まれており、このまま推移すると近い将来、財政再建準用団体に転落することも予想される。(『復興へのあゆみ/阪神・淡路大震災芦屋市の記録II 1996.4-2000.3』芦屋市)

長引く景気の低迷などによる市税収入の伸び悩み、震災復興事業などに係る膨大な起債の償還が長期にわたって続くことなどから、平成11年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、このまま推移すると赤字再建団体に陥ることが危惧されたため、引き続きより一層の行財政改善の取り組みが必要となった。(『-阪神・淡路大震災- 震災復興6年の総括』西宮市)

#### 課題の整理

災害時における税の減免等のあり方

# 今後の考え方など

- ○電気・ガス事業者から電気事業法第21条・ガス事業法第20条に基づく災害特別措置適用の認可用請があった場合には、速やかに実施すべく対応。(経済産業省)
  - 阪神・淡路大震災での経験に鑑み、平成8年度関税法等の改正により、災害が発生した場合に同震災の際に 講じた措置と同様の措置を講じることが可能となるよう、法整備を行ったところであり、今後災害が発生し た場合にはこれに基づき適切に対応して参りたい。(財務省)
- ○今後も相当数の代替住宅の取得が見込まれるため、不動産取得税の特例制度の適用期限の延長の用望を国に対して行う。( 兵庫県 )